

「令和元年度 第2回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録

| | | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 令和元年 10 月 29 日（火）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで | |
| 開催場所 | 横浜市 市庁舎 7 A 会議室 | |
| 出席者 | 矢吹紀子、山田佐代子、大矢秀臣、佐藤雪太、太田雄一郎、赤澤暁昌 田代さとみ、富高恵子、佐藤久美子、兵藤哲夫、朴善子、植竹勝治（順不同） | |
| 欠席者 | なし | |
| 開催形態 | 公開（傍聴者 0 名） | |
| 議 題 | 1 令和 2 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について 2 令和元年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について | |
| 決定事項 | 1 令和 2 年度横浜市動物愛護管理業務計画について、各委員の意見を参考にした上で作成すること。 2 横浜市動物適正飼育推進員の令和元年度の研修を案に沿って実施すること。 | |
| 資 料 | 1 次第 | |
| | 2 令和 2 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について | （資料 1－1） |
| | 3 平成 31 年度横浜市動物愛護管理業務計画 | （資料 1－2） |
| | 4 わんにゃんレポート 令和元年度 第 1 号 | （資料 1－3） |
| | 5 令和元年度横浜市動物適正飼育推進員研修実施状況及び計画について | （資料 2） |
| | 6 第 8 期横浜市動物適正飼育推進員の委嘱について | （資料 3） |
| | 7 動物愛護センターの施設活用検討部会について | （資料 4） |
| | 8 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正について | （資料 5－1） |
| | 9 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要 | （資料 5－2） |
| | 10 改正法の施行に向けた政省令等と基本指針の改正検討スケジュールについて | （資料 5－3） |
| | 11 施行日 | （資料 5－4） |
| | 12 令和元年度第一回動物愛護センターの施設活用検討部会 資料 | （別冊） |
| 議 事 | 議題 1 令和 2 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について | |
| | 事務局 | 資料 1－1、2、3 に沿って説明。 （質疑・意見） |
| | 朴委員 | 啓発事業について、耳の不自由な方やシニアの方向けの啓発も検討してほしい。 また、補助犬がどういうものを市民に啓発するセミナーも検討してほしい。 |
| | 事務局 | 実施の可否、実施回数なども含めて調整します。 |
| | 山田委員 | 「附属機関・他機関等との連携」について、県内の政令都市で災害について連携体制を整えてほしい。 |
| | 大矢会長 | 他都市との調整が必要になる案件のため、事務局で検討をお願いします。 |
| | 兵藤委員 | 法改正で、犬猫の飼い主の責任が重くなっているが、その点について、横浜市としてはどのように考えていますか。 |
| 事務局 | 法改正について環境省から具体的に示されたら、必要に応じて条例改正等について考えていきます。 | |

| | |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 兵藤委員 | 猫の屋内飼育の普及啓発をしてほしいです。 |
| 大矢会長 | 事務局で、参考にしてください。 |
| 山田委員 | 「マイクロチップ装着推進事業」について、警察、資源循環局にマイクロチップリーダーを配布してほしいです。 |
| 事務局 | 各区生活衛生課、資源循環局には、配布しています。 |
| 山田委員 | 他県の警察では、配備しているところがあったので、ぜひ進めていってほしいです。 |
| 矢吹委員 | 金沢区の資源循環局からこの間問い合わせがあったが、マイクロチップの読み取りについてはお話がありませんでした。読み取りをしているのか確認していただきたいです。 |
| 大矢会長 | 事務局で対応をお願いします。 |
| 兵藤委員 | 「収容動物の譲渡事業」について、獣医師会からの譲渡はどのようにおこなっており、数に反映されていますか。 |
| 事務局 | 獣医師会の先生から譲渡の希望票をいただいて動物病院から譲渡を行うか、傷病動物で動物病院にいる間に譲渡が決まることもあり、どちらも譲渡数に反映しています。 |
| 大矢会長 | その他ご意見がなければ、議題1については各委員の意見を参考にした上で作成することとします。 (承認) |
| 議題2 令和元年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について | |
| 事務局 | 資料2に沿って説明。 第3回、第4回の研修が入れ替わっています。第3、4回の研修会については市民も対象とし、広報していく予定です。 (質疑・意見) |
| 太田委員 | これまで獣医師会で推進員の推薦を行っていませんでしたが、今回1名の方を推薦させていただきました。今後増やしていければと思っています。 |
| 兵藤委員 | 推進員の活動報告について、区から依頼のあった活動でなく、推進員の自主的な活動は報告しなくてよいですね。 |
| 事務局 | そのとおりです。 |
| 大矢会長 | その他ご意見がなければ、議題2については案に沿って実施することとします。 (承認) |
| 事務局からの報告 | |
| 報告1 第8期横浜市動物適正飼育推進員の委嘱について | |
| 事務局 | 資料3に沿って説明。 (質疑・意見) |
| 矢吹委員 | 公募はどのように行ったのですか。 |
| 事務局 | 資格要件が満たされている方の中から、作文及び面接によって選考しています。 |
| 報告2 動物愛護センターの施設活用検討部会について | |
| 事務局 | 資料4、別冊に沿って説明。 平成30年度に協議会でいただいた施設活用案について、部会でより具体的に検討しました。 |

| | |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太田委員 | <p>検討内容については、太田部会長よりご説明をお願いします。</p> <p>譲渡会の実施など進められているものもあるが、他の検討案についても検討を続けていきたいと思います。</p> <p>(質疑・意見)</p> |
| 山田委員 | <p>動物を持ち込んでセミナーを開催できる施設が少ないので、参加費を徴収する場合でも、動物愛護センターの施設を会場として利用できるようにして欲しいです(動物愛護センターの施設は、営利活動を目的とした利用はできない)。</p> |
| 兵藤委員 | <p>施設活用の中で、譲渡についての案もあると思いますので、譲渡団体のメンバーを部会に一人追加して欲しいです。</p> <p>また、動物取扱業で訓練士の数が増えているが訓練場所が少ないので、ふれあい広場など訓練場所として動物愛護センターの施設を提供できないか、費用も含めて検討して欲しいです。</p> |
| 大矢会長 | <p>部会については、部会長及び事務局で調整をお願いします。また、他にご意見等があれば事務局まで連絡してください。</p> |
| 朴委員 | <p>収容される犬の数が減り、職員も経験を積んできているので、犬猫の社会化などを進めてほしいと思います。譲渡を進めていくうえで、PR 犬の育成なども検討してほしいです。</p> <p>施設活用としては、センターの施設で犬の訓練や譲渡ができればと思っています。</p> |
| 大矢会長 | <p>いただいたご意見については、部会で検討してください。</p> |
| <p>報告3 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正について</p> | |
| 事務局 | <p>資料5-1, 2, 3, 4に沿って説明。</p> <p>(質疑・意見)</p> |
| 兵藤委員 | <p>法改正に伴い、国の殺処分の基準について、重症、重態、感染症の動物、社会性が出てきています。これらはもともと横浜市の基準に入っていますが、国からの指導で入れたのですか。</p> |
| 事務局 | <p>現在、殺処分については横浜市独自で基準を設けていますが、まだこの件については指針の審議中なので、今後は指針に沿って、対応していこうと思います。</p> |
| 兵藤委員 | <p>第一種動物取扱業とホビーブリーダーの線引きはどこでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>現在のところ、1年間に反復しているかどうかと複数頭の取り扱いを行うかで判断しています。</p> |
| 兵藤委員 | <p>判断に迷う部分があるので、基準を明確にしてほしいと思います。</p> |
| 赤澤委員 | <p>今回の法改正で、第一種動物取扱業の基準が厳しくなり、ホビーブリーダーとの線引きが明確になると思います。</p> |
| 山田委員 | <p>年2頭の販売や繁殖で第一種動物取扱業の登録が必要なのは、横浜市も同じですよ。</p> |
| 事務局 | <p>そうです。</p> |
| 赤澤委員 | <p>法改正後は、販売業において、犬猫だけでなく、爬虫類の取り扱いも厳しくなります。</p> <p>公布から1年以内に施行される中で、登録の拒否要件が、更新時にも必要になってくるのが気になっています。犬猫以外でも定期報告の届出が必要になりますが、ハムスターなどは雄雌の区別が難しく、手間だけがかかってしまい、本来</p> |

の目的が果たされるのかが心配です。

その他

大矢会長

その他にございますか。

山田委員

収容・譲渡に関わる横浜市の行政文書の保存期間について、3年と聞きました。犬猫の寿命を考えると短いので、見直ししていただきたいです。

兵藤委員

3年で破棄しなければならないのですか。

事務局

横浜市では、行政文書管理規則に従って判断しています。犬猫カルテの場合、動物を引き渡してから3年間保存となり、期間が終了したら破棄することとなっています。延長する場合は理由を示して延長します。また、文書の必要性に応じて、保存期間を決めており、電子データか紙文書かの区別はありません。

山田委員

電子データのみ残すことはできないですか。

事務局

紙でも電子でも同じ文書として扱います。

矢吹委員

3年保存になっている理由を聞きたいです。譲渡に関わる文書は、行政文書管理規則のどこにあたりますか。

事務局

譲渡希望は届出になるので、軽易な申請として、3年になります。

矢吹委員

センターとして、譲渡は、軽易な申請として扱っているのでしょうか。

事務局

横浜市全体の文書を分類するうえで、重要度をあらわすために「軽易」という言い方になっており、譲渡が軽易という意味ではありません。

大矢会長

文書の保存期間については、事務局で検討し、回答をお願いします。

閉会